

日本の信託

2025



〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL:03-6206-3981
<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>



信託協会 検索

本資料は、信託制度の概要や信託業界の動向等を紹介し、信託の観念の普及を目的として作成しているものであり、個別の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。

令和7年7月発行



**信託は社会からのニーズに合わせて
多彩な機能を提供することで、
社会・経済を支える重要な
インフラとして発展を続け、
信託財産は約1,800兆円まで
拡大しています。**

信託機能の発揮による社会・経済への貢献

「成長と分配の好循環」の動きをさらに大きなものとしていくためにも、信託の資産管理、運用等の機能やノウハウを活用し、「資産運用立国・投資立国」の実現に貢献してまいります。

また、コロナ禍を経て社会が急速に変化する中で、様々な社会的課題が生じています。ニーズに応えるサービスの充実・普及を通じ、社会的課題の解決に努めてまいります。

さらに、デジタル技術の活用による高度化・効率化やブロックチェーン技術を活用した金融サービスの活用拡大に積極的に挑戦し、次世代に向けた信託の活用についても検討してまいります。

信託に対する信頼の確保

信託の担い手が広がる中で、「受託者責任」、すなわち「フィデューシャリー・デューティー」は重要です。

フィデューシャリーの本来本元である信託業界として、過去から受け継がれてきた理念を未来へと伝え、さらに高めていくという責任感を胸に、信頼の礎となるお客さま本位の姿勢を徹底し、受託者責任を全うしてまいります。

目次

1	信託の仕組み	3
2	信託業の担い手	4
	信託兼営金融機関、信託会社	4
	信託銀行等の店舗の設置状況	4
	信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店の設置状況	4
	信託受益権の販売	4
3	信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)	5
	信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)	5
	信託銀行等のSDGs(持続可能な開発目標)への取り組み	5
4	主な信託商品等	6
	(1) 個人向け	7
	金銭信託	7
	教育資金贈与信託	7
	結婚・子育て支援信託	8
	遺言代用信託	9
	相続関連業務	9
	投資信託	10
	不動産業務	10
	(2) 法人向け	11
	年金信託	11
	財産形成信託	11
	株式交付信託	12
	資産流動化の信託	12
	資産保全を目的とする信託	13
	担保権の信託(セキュリティ・トラスト)	13
	受益証券発行信託	13
	有価証券の信託	14
	証券代行業務	14
	不動産業務	14
	(3) 公益・福祉	15
	公益信託	15
	特定寄附信託	16
	特定贈与信託	16
	後見制度支援信託	17
5	信託業界・協会を巡る動向	18
	(1) 主な出来事	18
	税制改正に関する要望	18
	規制改革に関する提案	18
	第100回信託大会の開催	18
	(2) 信託業界のあゆみ	19
	(3) 信託業界のこの1年間の動き	20
	「信託業界のありたい姿(2050年に向けて)」の策定	20
6	信託協会の概要	21
	(1) 目的および事業	21
	(2) 組織	21
	(3) 信託協会加盟会社一覧	22

1 信託の仕組み

信託とは、「委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする」制度です。

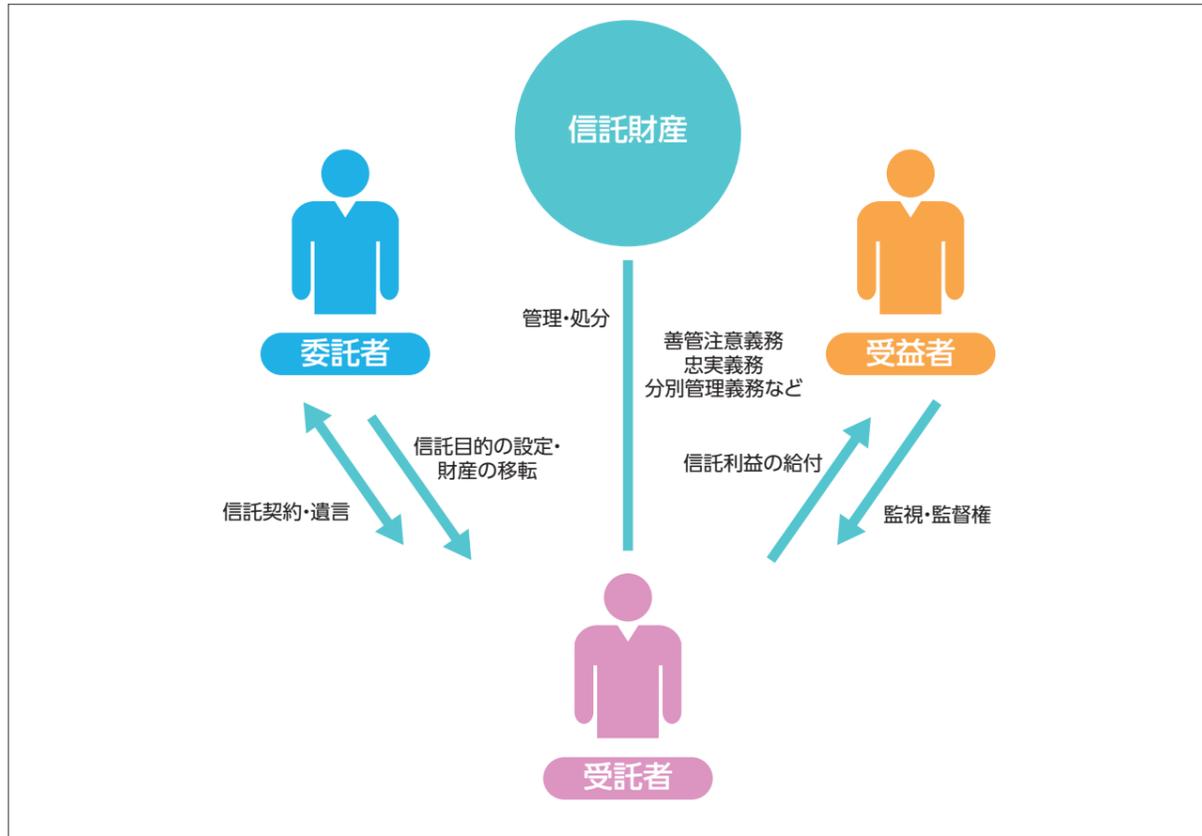
財産の管理・処分を任せたい人（委託者）は、「誰のために」、「どういう目的で」ということを定めて信頼できる人に財産を託し（信託する）、財産を託された人（受託者）は、その財産を受益者のための財産として、信託した人（委託者）の定めた目的の実現に向けて管理・処分を行います。

このように信託では、相手への信頼が前提となっており、それだけに受託者には、信託法、信託業法等において、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務といった厳しい義務が課せられています。

信託協会ホームページでは、信託の仕組みについて、動画でやさしく解説しています。



●信託の仕組み



●受託者の義務

- 善管注意義務
受託者は、財産管理の専門家として、善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければなりません。
- 忠実義務
受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。
- 分別管理義務
受託者は、信託財産に属する財産と固有財産（受託者の個人財産）や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければなりません。

●フィデューシャリー・デューティー

近年では、「フィデューシャリー・デューティー」という言葉がさまざまな場面で使われています。これは、他者の信頼に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広いさまざまな役割・責任の総称として使われており、信託の受託者はフィデューシャリー・デューティーを負う者の典型とされています。

2 信託業の担い手

■信託兼営金融機関・信託会社

	設立根拠法	免許・登録	組織形態	最低資本金の額	営業保証金の額	主な取扱業務
信託兼営金融機関 ^{注1}	銀行法(設立) ^{注2} 兼営法(信託業務の兼営認可)	免許 ^{注2}	銀行等の金融機関	20億円 ^{注2}	2,500万円	信託業務 併営業務 銀行業務
運用型信託会社 (運用型外国信託会社を含む) ^{注3}	信託業法	免許	株式会社	1億円	2,500万円	信託業務 兼業業務
管理型信託会社 (管理型外国信託会社を含む) ^{注3}	信託業法	登録 (3年毎に更新)	株式会社	5,000万円	1,000万円	管理型信託業務 兼業業務

※兼営法：金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

■信託銀行等^{注4}の店舗の設置状況(令和7年3月末現在)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
店舗数	8	11	360	12	39	207	19	7	34	697

※本表は、信託兼営金融機関14社（都銀および地域金融機関等を除く）と信託会社33社の店舗数です。これ以外に地方銀行等(5,135店)が信託業務を営んでいます。

■信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店の設置状況(令和7年3月末現在)

		業 態	代理店数	取扱店舗数
法 人	機 関	信託銀行・都市銀行等	12	2,080
		地方銀行	58	4,290
		第二地方銀行	27	1,986
		信 金 中 金	1	15
		信 用 金 庫	197	4,981
		商 工 中 金	0	0
		信 用 組 合	57	838
	人	信用農業協同組合連合会	16	22
		農 業 協 同 組 合	129	856
		計	497	15,068
事 業 会 社 等		41	2,125	
個 人		0	0	
合 計		538	17,193	

■信託受益権の販売

信託受益権の販売は、金融商品取引法上、第二種金融商品取引業および登録金融機関業務として規制されており、第二種金融商品取引業者および登録金融機関であれば、取り扱うことができます。

^{注1} 信託兼営金融機関には、信託銀行、都市銀行、地方銀行等があります。令和7年3月末現在で、58社が認可を受けています。

^{注2} 銀行以外の金融機関の設立、免許、組織形態および最低資本金の額は、それぞれの根拠法によります。

^{注3} 令和7年3月末現在で、運用型信託会社12社、管理型信託会社25社が営業しています。

^{注4} 「信託銀行等」とは、「信託兼営金融機関および信託会社」をいいます（以下、本冊子で同じ）。

3

信託の受託概況 (信託の機能別分類に基づく計数)

信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)注1 (3月末現在)

(単位:兆円)

機能別分類	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
資産運用型信託注2	123.1	125.4	127.0	135.6	136.3
金銭信託	36.1	35.1	37.8	38.8	41.3
年金信託	31.6	33.6	32.9	34.5	36.5
金銭信託以外の金銭の信託	2.1	2.4	2.6	3.1	4.1
有価証券の信託	48.0	48.8	48.5	54.0	52.3
包括信託注5	5.1	5.2	5.0	5.0	1.9
資産管理型信託注3	1,100.7	1,211.3	1,247.4	1,392.3	1,508.1
金銭信託	83.8	48.9	51.9	54.5	54.9
年金信託	54.0	56.4	57.2	59.9	62.6
投資信託	241.1	262.5	273.4	302.0	334.3
金銭信託以外の金銭の信託	54.8	57.9	59.9	63.4	63.6
再信託	505.4	552.7	561.6	617.5	688.3
包括信託注5	161.5	232.8	243.2	294.7	304.2
資産流動化型信託注4	95.8	103.6	113.1	121.0	131.2
金銭債権の信託	43.5	46.2	49.4	51.1	54.5
不動産の信託	49.0	54.3	60.0	66.4	72.6
その他とも合計	1,393.8	1,524.7	1,547.8	1,702.5	1,825.6

信託銀行等のSDGs(持続可能な開発目標)への取り組み

持続可能でより良い世界を目指す国際目標であるSDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)は、日本においても様々な主体において多様な取り組みが行われています。

信託銀行等では、SDGsの達成に向けて、環境への負荷や倫理的な側面等といったESG注6要因を考慮した信託財産の運用、少子高齢社会における資産形成、資産の管理・承継などの問題に対応する信託商品の開発注7、コンサルティング業務における顧客のESG活

動を支援する提案などに取り組んでいます。

また、SDGsの視点を取り入れた投資家との対話、金融経済教育の提供、環境保全活動の支援などにも取り組んでいます。

なお、信託協会においては、令和3年度に「企業のESGへの取り組み促進に関する研究会」を設置し、学術研究者、関係業界団体、コンサルティング会社等とともに研究を行い、令和4年3月に報告書「ESG版伊藤レポート」注8を取りまとめ、公表しました。



ESG版伊藤レポート



注1 本表の計数は、信託協会が作成した複数の統計資料を利用して作成した概数です。また、機能別分類の内訳には、主な信託商品を掲載しています。
 注2 資産運用型信託とは、受託者(信託銀行等)が自らの裁量により資産を運用する信託をいいます。
 注3 資産管理型信託とは、受託者(信託銀行等)が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいいます。なお、再信託とは、信託銀行等が委託者になったものをいいます。

注4 資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいいます。
 注5 包括信託とは、金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託するものをいいます。
 注6 Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)
 注7 近年、信託銀行等においては、高齢者の認知・判断能力が低下した場合でも、資産運用を継続して生活費などの支払いを可能にする商品、代理人による出金を可能にする機能を付けた商品などを提供しています。
 注8 報告書の全文はQRコードからご覧いただけます。

4

主な信託商品等

信託銀行等が取り扱っている主な信託商品等は次のとおりです。

なお、このほかに、信託兼営金融機関では、預金、貸出、為替、投資信託・保険の販売など銀行の業務も取り扱っています。

(1) 個人向け

金銭信託

→ P7

教育資金贈与信託

→ P7

結婚・子育て支援信託

→ P8

遺言代行信託

→ P9

相続関連業務

→ P9

投資信託

→ P10

不動産業務

→ P10

(2) 法人向け

年金信託

→ P11

財産形成信託

→ P11

株式交付信託

→ P12

資産流動化の信託

→ P12

資産保全を目的とする信託

→ P13

担保権の信託(セキュリティ・トラスト)

→ P13

受益証券発行信託

→ P13

有価証券の信託

→ P14

証券代行業務

→ P14

不動産業務

→ P14

(3) 公益・福祉

公益信託

→ P15

特定寄附信託

→ P16

特定贈与信託

→ P16

後見制度支援信託

→ P17

おすすめ動画

信託協会ホームページでやさしく解説!



動画で学ぶ信託

(1) 個人向け

金銭信託

金銭信託には、さまざまな種類があり、目的に合わせて利用されています。

例えば、元本補てん契約付の合同運用指定金銭信託(一般口)や運用実績に応じて収益金が支払われる実績配当型の金銭信託があり、顧客のニーズに応じた貯蓄・投資手段として、広く利用されています。

おすすめページ



イチから 金銭信託

●特約付きの金銭信託

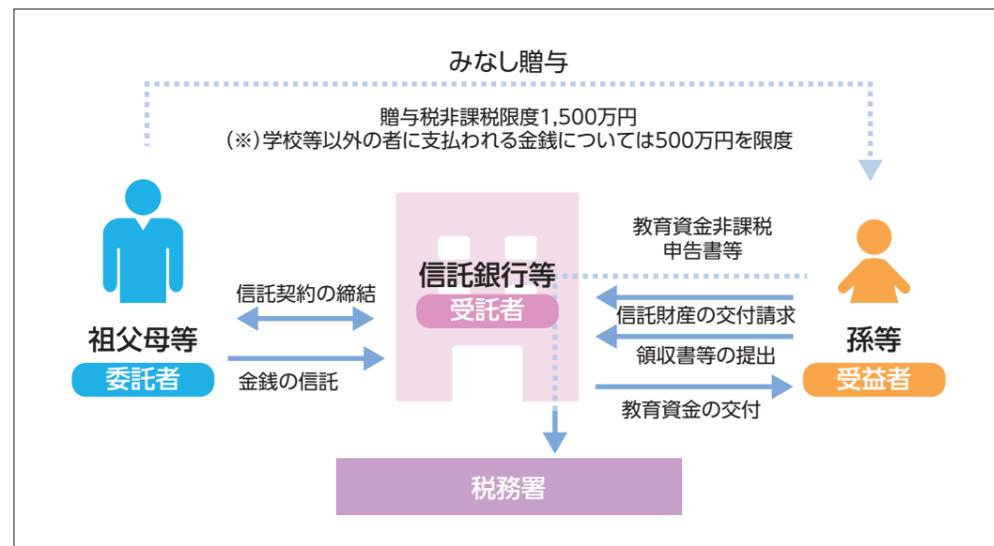
金銭信託は、信託の目的や期間、支払方法などの特約を付けて、さまざまな形で利用することができます。最近では、認知症などで判断能力が低下していく状況に備え、財産を守るために、解約制限や支払時に家族の同意を必要とする特約を付けたり、毎年、家族等に一定金額ずつ生前贈与する特約を付けたりするものもあります。

教育資金贈与信託

教育資金贈与信託は、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,500万円(学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円)を限度として贈与税が非課税となる信託です(ただし、令和8年3月31日までの間に信託されたものに限られます)。

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の直系尊属(祖父母等)に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において30歳未満で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の個人に限られています。

●教育資金贈与信託の仕組み



おすすめページ



イチから 教育資金贈与信託

おすすめページ



マンガ 教育資金贈与信託

■教育資金贈与信託の受託状況の推移(3月末現在)

(単位:件、億円)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
契約数(累計)	243,128	252,090	262,159	268,182	274,964
信託財産設定額(累計)	17,983	18,814	19,839	20,414	21,041

●教育資金の範囲

- 教育資金贈与信託は、次のような資金のために利用ができます。
- ①学校等(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校等)に直接支払われる入学金、授業料、学用品の購入費など
 - ②学校等以外の者に、教育のために直接支払われる金銭(学習塾や習い事の月謝・謝礼、学習塾の教材費、通学定期代、留学渡航費など)
- ※23歳以上の受益者については、この非課税措置の適用対象となり

ますが、支払う教育資金の範囲については、上記①のほか、②のうち学校等に関連する費用(留学渡航費など)、および学校等以外の者に支払われる費用のうち教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるものに限定されます。
※詳細については文部科学省ホームページ等をご確認ください。なお、上記②の金銭について、非課税となる金額の上限は500万円となります。

結婚・子育て支援信託

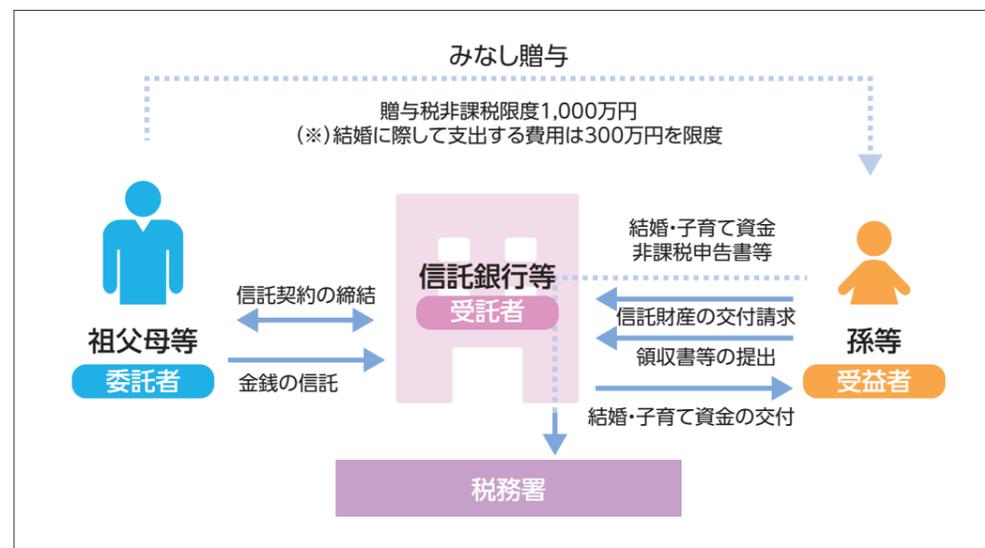
結婚・子育て支援信託は、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円)を限度として贈与税が非課税となる信託です(ただし、令和9年3月31日までの間に信託されたものに限られます)。

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者

の直系尊属(祖父母等)に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において18歳以上50歳未満で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の個人に限られています。

なお、結婚・子育て支援信託の契約数(累計)は8,101件、信託財産設定額(累計)は259億円(令和7年3月末現在)となっています。

●結婚・子育て支援信託の仕組み



おすすめページ



イチから 結婚・子育て支援信託

おすすめページ



マンガ 結婚・子育て支援信託

●結婚・子育て資金の範囲

- 結婚・子育て支援信託は、次のような資金のために利用ができます。
- ①結婚に際して支出する費用(挙式・結婚披露宴などの費用、結婚を機に住む家賃・敷金、転居費用など)
 - ②妊娠、出産または育児に要する費用(不妊治療・妊婦健診・出産のための費用、産後ケア費用、受益者の小学校就学前の子の医療費、受益者が通う幼稚園、保育所、ベビーシッターなどに支払う費用)

※詳細についてはこども家庭庁ホームページ等をご確認ください。なお、上記①の金銭について、非課税となる金額の上限は300万円となります。

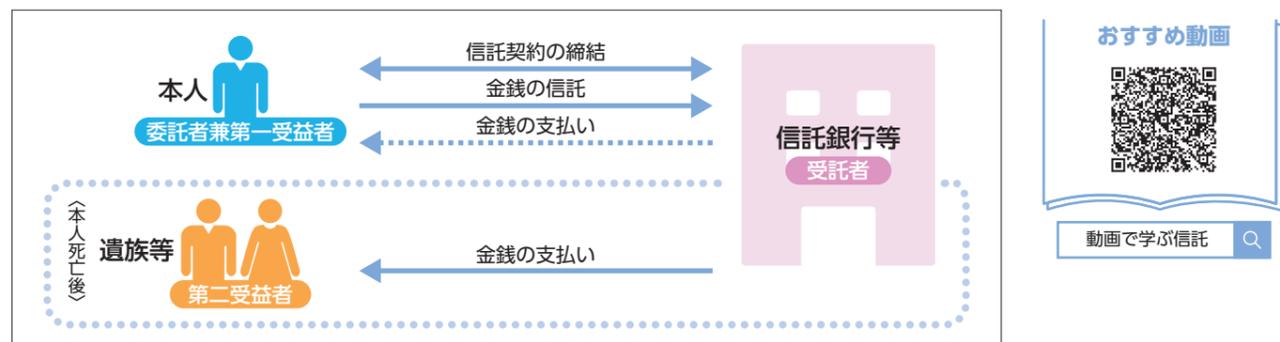
遺言代用信託

超高齢社会の到来を背景に、個々の家族の事情にあわせて配偶者・子の生活の安定を図るためなどの目的で信託が活用されています。

信託銀行等ではさまざまなニーズに合わせて、例えば、委託者本人の生存中は本人を受託者とし、死亡後は本人の配偶者・子等を受託者として相続発

生時に一時金、または年金のように定時定額で金銭を支払う遺言代用信託を取り扱っています。このほか、あらかじめ決めた人に、複数世代にわたって資産を承継する後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を取り扱っています。

●遺言代用信託の仕組み



●遺言代用信託の受託件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度合計	14,194	17,510	15,384	12,314	12,703
累計	202,725	220,235	235,619	247,933	260,636

※累計の受託件数は年度末現在の計数です。

●信託の仕組みを利用した事業承継

信託の仕組みを使って、中小企業の経営者等が亡くなった場合に事業を円滑に承継する方法があります。例えば、中小企業の経営者等が、あらかじめ後継者を指定して自身が保有する自社株を信託銀行等に信託し、経営者本人が生存中は自ら議決権を行使し、死亡後に信託銀行等から後継者に自社株が交付さ

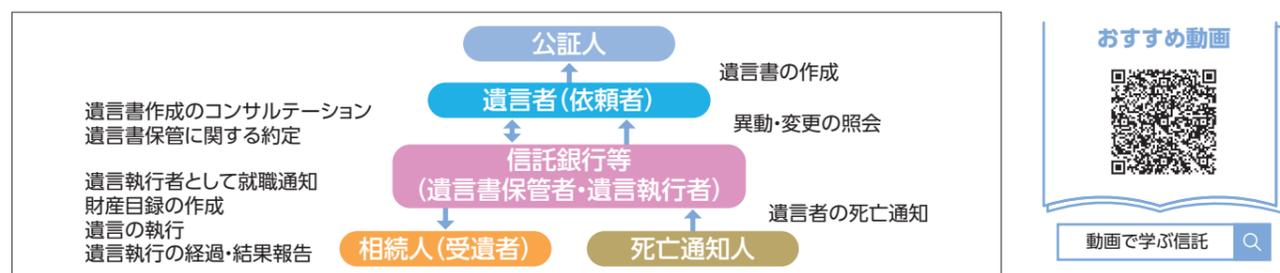
れるようにしておくというものです。これにより、実質的な経営権を持ち続けながら、相続による経営の空白期間を生じさせることなく事業の継続・承継をスムーズに行うことができます。

相続関連業務

高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な手段として、相続関連業務への関心が高まっています。

信託銀行等では、遺言書の保管から財産に関する遺言の執行までを行う『遺言信託業務』、相続財産目録の作成や遺産分割手続きなどを行う『遺産整理業務』といった相続関連業務を行っています。

●遺言信託業務の仕組み



●相続関連業務の実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
遺言書の保管件数	160,417	172,852	187,277	199,522	212,048
保管のみ	7,980	8,999	11,555	13,815	16,105
執行付	152,437	163,853	175,722	185,707	195,943
遺産整理	6,646	7,211	7,702	7,772	7,177

※遺言書の保管件数は年度末現在の計数、遺産整理の件数は年度中の実績です。

投資信託

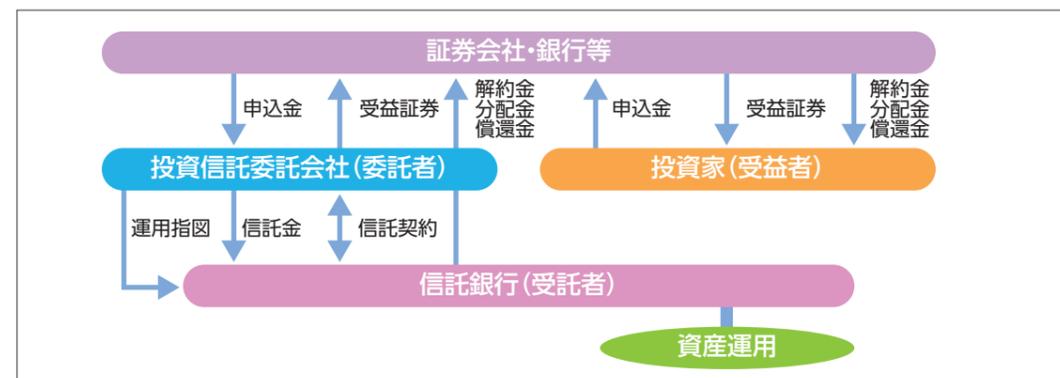
投資信託は、個人投資家等から集めた資金をまとめて、専門家が投資家に代わって有価証券や不動産などに運用し、その運用成果を投資家に分配する信託です。

信託銀行は受託者として、財産管理機能を発揮して投資信託財産の管理を行っています。

また、信託銀行をはじめ各種金融機関は、顧客の資産運用のニーズの多様化に応えるため、投資信託の窓口販売を行っています。

なお、投資信託の受託残高は、334兆円（令和7年3月末現在）となっています。

●投資信託（委託者指図型）の仕組み



※投資信託には、投資信託委託会社が受託者である信託銀行等に運用指図を行う「委託者指図型投資信託」と、信託銀行等が自らの裁量で運用を行う「委託者非指図型投資信託」があります。

●少額投資非課税制度（NISA）

平成26年1月に導入されたNISAは、制度の抜本的拡充・恒久化が図られ、令和6年1月から新しい制度が開始されました。

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限	
非課税保有限度額	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能） 1,200万円（内数）	
口座開設期間	無期限	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託（現行のつみたてNISA対象商品と同様）	上場株式・投資信託等（①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外）
対象年齢	18歳以上	

不動産業務

信託銀行等は、住宅や店舗・ビルなどの売買・賃貸借の仲介、不動産会社との提携によるマンション・住宅の分譲など、さまざまな不動産業務を展開

しています。また、専門スタッフを多数擁し、全国に広がる店舗を駆使してサービスの提供に努めています。

(2) 法人向け

年金信託

企業年金制度は、民間企業や団体が従業員に対して、退職後の所得を保障する目的で独自に行う年金制度で、上場企業の多くが採用しています。

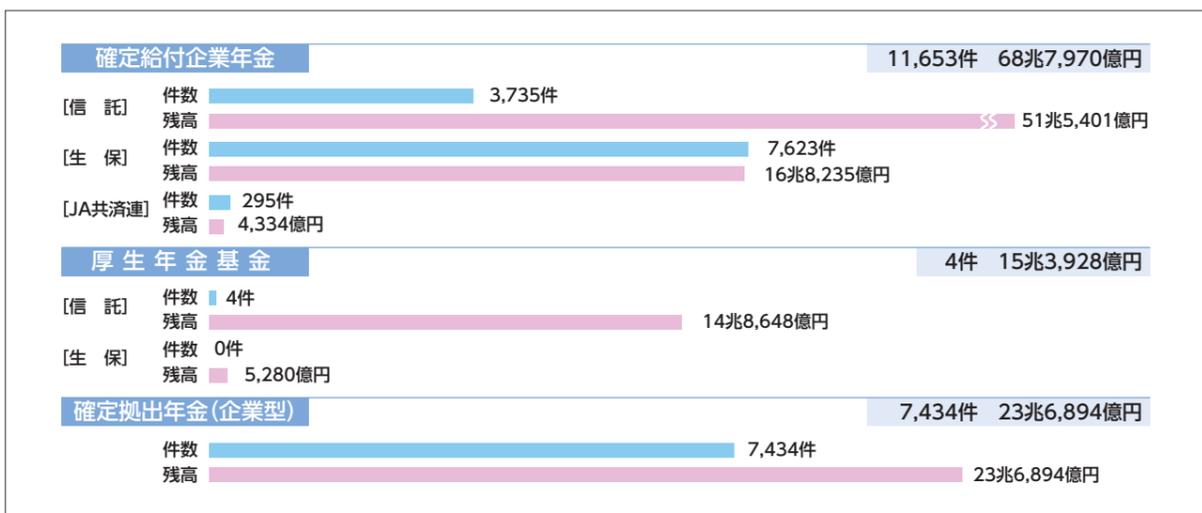
信託銀行では、確定給付企業年金信託、厚生年金基金信託および確定拠出年金信託を取り扱っており、年金資産の管理・運用を行うとともに、加入者・受給者の管理、年金数理計算、給付金の支払いなどを行っています。

なお、年金数理計算を行う専門スタッフとして、年金数理人207人、アクチュアリー208人(令和7年3月末現在)を擁しています。

また、自営業者等の老後の所得保障の充実を目的とした国民年金基金制度に基づき、信託銀行では国民年金基金信託も取り扱っており、受託残高は5兆3,009億円(令和7年3月末現在)となっています。

企業年金の受託概況(令和7年3月末現在)

(単位:件、億円)



- ※1. 受託件数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上しています。
- ※2. 受託残高は、時価ベースです。
- ※3. 件数は、確定給付企業年金が制度数、厚生年金基金が基金数、確定拠出年金が規約数です。
- ※4. 確定給付企業年金の件数および残高は、規約型および基金型の合算値です。

●確定給付企業年金

確定給付企業年金は、将来にわたって約束した給付を支給する企業年金制度です。確定給付企業年金には、規約型企業年金と基金型企業年金があります。

●確定拠出年金

確定拠出年金は、加入者(従業員等)の指示による積み立て期間中の運用の成果により、将来受け取る給付額が変動する制度です。確定拠出年金には、企業型と個人型があります。企業型の確定拠出年金については、令和4年5月からは加入可能年齢が70歳未満まで拡大されました(ただし、企業によって加入できる年齢は異なります)。個人型の確定拠出年金(iDeCo)については、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、平成29年1月からは基本的には20歳以上60歳未満の方が、また、令和4年5月からは60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入されている方等が任意で加入できるようになりました。

財産形成信託

勤労者の計画的な財産形成を促進し、その生活の安定を図ることを目的とした勤労者財産形成促進制度に基づき、信託銀行では、財産形成信託、財産

形成年金信託、財産形成住宅信託などを取り扱っています。

株式交付信託

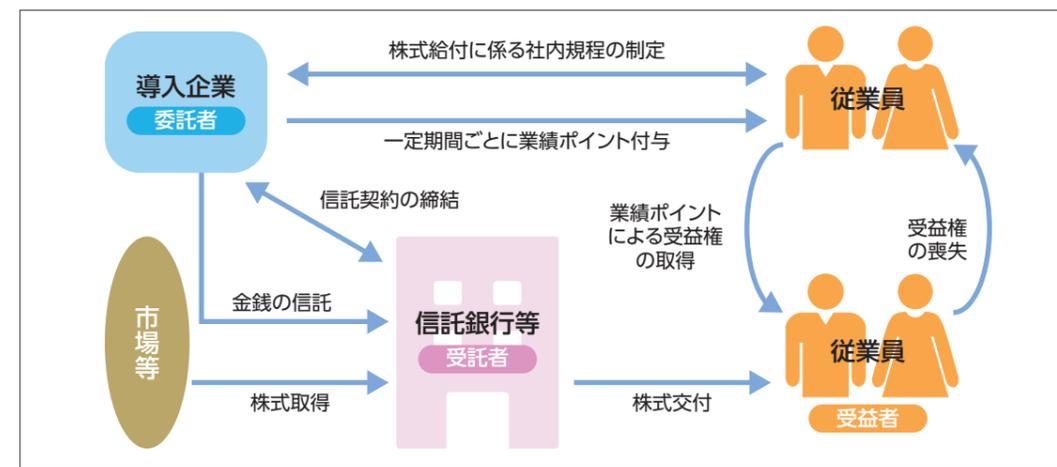
株式交付信託とは、従業員や役員に自社の株式を取得させることにより、従業員の福利厚生の充実や役員へのインセンティブ付与を図るための信託です。

従業員向け株式交付信託とは、従業員が自社株を取得し、その株価上昇による経済的な利益を享受することができる信託で、従業員等に信託を通じ

て自社の株式を交付する「株式給付型」や従業員持株会の仕組みを発展させた「持株会型」があります。

役員向け株式交付信託とは、役員に対して、業績目標の達成度などに応じて、在職時または退職時に自社株を交付する信託で、役員に株式が交付されます。

●株式交付信託(株式給付型)の仕組み

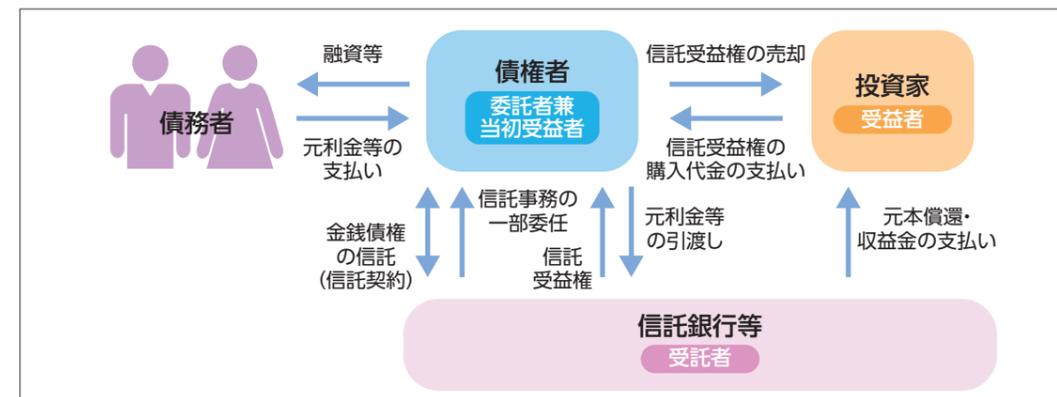


資産流動化の信託

資産流動化の信託は、金融機関や事業会社等の財務改善や資金調達の方法として利用されています。主なものとしては、金銭債権の信託や不動産の信託があり、受託残高は131兆円(令和7年3月末現在)です。

このうち、金銭債権の信託には、事業会社等が保有する売掛債権を信託する売掛債権信託、金融機関が保有する住宅ローン債権などの貸付債権を信託する貸付債権信託、リース・クレジット会社が保有する債権を信託するリース・クレジット債権の信託などがあります。

●金銭債権の信託の仕組み



資産保全を目的とする信託

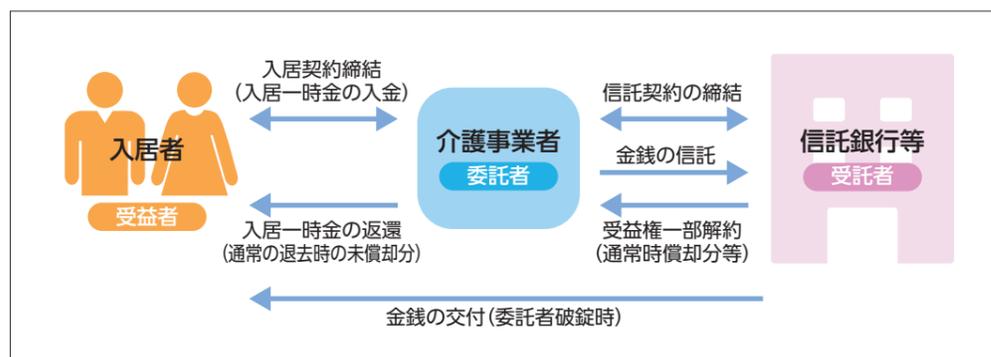
顧客が事業者に対して事前に支払った前払い金などについて、事業者が破綻した場合などに顧客に返還すべき前払い金の保全を目的とする信託が利用されています。

このような信託の倒産隔離機能に着目した資産の保全を目的とした信託は、老人ホームの入居一時

金、高齢者向け住宅の前払い家賃、語学学校等の前払い授業料などの保全に利用されています。

また、動産や不動産の売買取引において代金決済や取引の安全性を確保する目的でも利用されています。

●老人ホームの入居一時金信託の仕組み

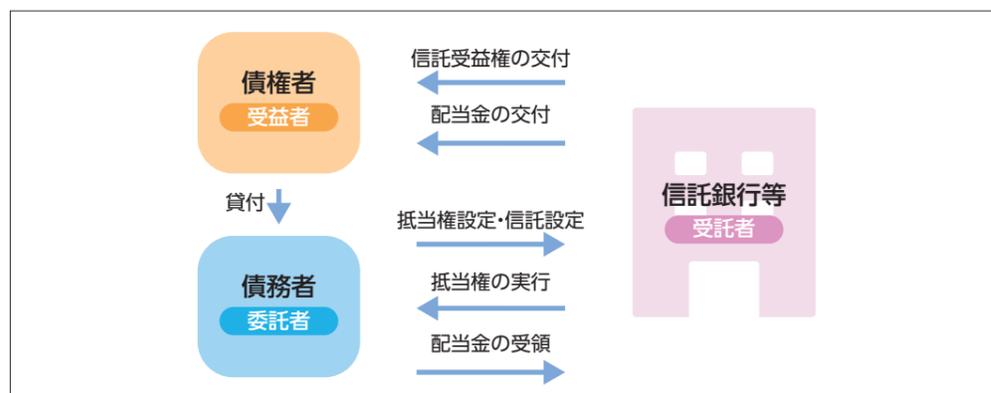


担保権の信託(セキュリティ・トラスト)

担保権の信託は、担保権の管理を目的として、信託を担保権設定の方法で設定するもので、

シンジケートローンなどにおいて利用されています。

●担保権の信託の仕組み



受益証券発行信託

受益証券発行信託は、受益権を表示する証券(受益証券)を発行する信託です。例えば、貴金属を信託財産とする「内国商品現物型ETF」や、外国の株式、

ETN(指数連動証券)、ETF(上場投資信託)を国内で流通可能な有価証券にする「日本型預託証券(JDR)」に利用されています。

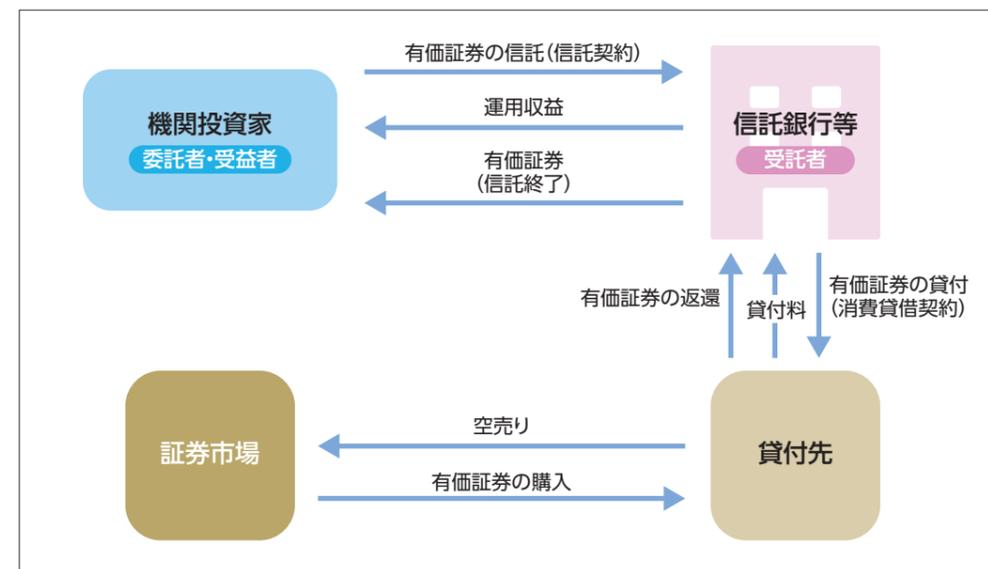
有価証券の信託

有価証券の信託は、信託の引受けの際の信託財産が有価証券である信託で、受託残高は70兆円(令和7年3月末現在)となっています。

有価証券の信託には、信託の目的により、有価証券の貸付運用などによって収益をあげることを目的とした有価証券運用信託、有価証券の利息・配

当金・償還金の取立てや新株の払込みなどの管理を目的とした有価証券管理信託などがあります。また、有価証券管理信託は、退職給付会計基準に対応した、年金資産の確保を目的とする退職給付信託などにも利用されています。

●有価証券運用信託(消費貸借型)の仕組み



証券代行業務

信託銀行は、株式発行会社の委託を受け、株主名簿の管理をはじめ多様な株式事務を円滑に行っているほか、株式上場の手続きのサポートや株式・新

株予約権などの発行・管理に関するノウハウを生かしたコンサルティングなども行っています。

■証券代行業務取扱状況の推移(3月末現在)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
会社数	6,140	6,181	6,186	6,129	6,252
株主数	67,987	74,384	80,996	87,121	100,891

(単位:社、千人)

不動産業務

信託銀行等は、不動産の仲介や分譲のほか、企業が保有する不動産の活用のためのコンサルティング、不動産の管理などの幅広い不動産業務を行っています。

また、信託銀行では、不動産鑑定評価の業務も行っており、不動産鑑定士および不動産鑑定士補487人(令和7年3月末現在)を擁しています。

(3) 公益・福祉

公益信託

公益信託は、奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉などの公益活動の助成を目的として、個人や企業が信託銀行等に金銭等の財産を信託するもので、一定の要件を満たす公益信託には税制上の優遇措置が講じられています。

●公益信託の税制

公益信託のうち、一定の要件を満たすものを「特定公益信託」といいます。また、特定公益信託のうち、一定の信託目的を有するものとして主務大臣の認定を受けたものを「認定特定公益信託」といいます。

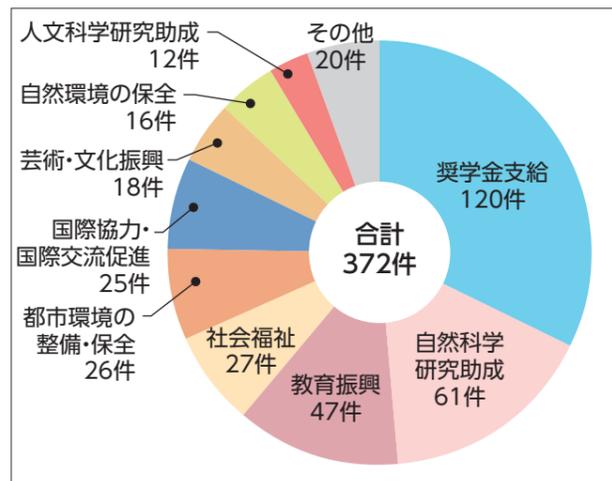
それぞれに金銭を拠出した場合には税制上の優遇措置があります。

○拠出金の税制上の取扱い

委託者	特定公益信託	認定特定公益信託
個人 (相続財産)	—	寄附金控除 相続税非課税
法人	一般寄附金として損金算入	別枠損金算入

なお、公益信託の受託件数は372件、受託残高は520億円(令和7年3月末現在)となっています。

■公益信託の受託件数(令和7年3月末現在)



●「公益信託に関する法律」の成立

「公益信託ニ関スル法律」が100年ぶりに抜本的に改正され、「公益信託に関する法律」が令和6年5月14日に成立しました。改正のポイントは、次の2点です。

- ①主務官庁制の廃止と行政庁(公益法人と共通)による許可・監督制の創設
- ②公益法人と同様の認可の基準・ガバナンス等の法定

今般の改正により、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題の解決に向けた民間による公益的活動を活性化するための環境が整備されました。企業や国民が公益的活動を展開していく手段として、公益信託を幅広く活用していただけるようになることが期待されています。

令和8年4月施行に向け、政省令等の検討が進められています。

●「公益信託法改正に関する公開シンポジウム～公益信託の未来を展望する～」の開催

「公益信託に関する法律」成立を受け、公益信託の幅広い活用が期待されている中、公益信託の普及・発展を通じた公益的活動の活性化に寄与することを目的として、令和6年12月20日、東京商工会議所渋沢ホールにおいて、オンライン配信を併用して公開シンポジウム(協賛：内閣府、後援：公益財団法人公益法人協会、一般社団法人日本経済団体連合会)を開催しました。

シンポジウムでは、来賓挨拶、高倉透信託協会会長の開会挨拶の後、高角健志内閣府公益認定等委員会事務局長から「新しい公益信託法」と題する基調講演をいただきました。

続いて、「新しい公益信託への期待・未来の公益信託」をテーマにパネルディスカッションを実施しました。

<パネリスト>

- 高角 健志 内閣府公益認定等委員会事務局長
- 雨宮 孝子 公益財団法人公益法人協会理事長
- 土肥 真人 東京科学大学教授
- 米良はるか READYFOR株式会社代表取締役CEO
- 豊福 嘉弘 三井住友トラストグループ株式会社 業務部担当部長

<モデレーター>

- 川嶋 真 信託協会専務理事



特定寄附信託

特定寄附信託は、信託銀行等と契約した公益法人等(公益法人や認定特定非営利法人(認定NPO)など)のうち、委託者である寄附者が指定した公益法人等に、信託された金銭を運用収益とともに寄附し、公益のために活用する信託です。

委託者である寄附者が寄附する公益法人等を指

定することができ、寄附先からの定期的な活動報告により活動状況を知ることができるといった特徴があります。

また、寄附者が寄附金控除などを受けることができるほか、運用収益が非課税になるといった税制上の優遇措置もあります。

特定贈与信託

特定贈与信託(特定障害者扶養信託)は、障がい者の生活の安定を図ることを目的として、その親族や篤志家等が信託銀行等に金銭等の財産を信託するものです。

信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、特定障害者(以下に記載する「特別障害者」および「特別障害者以外の特定障害者」をいいます。)の生活費や医療費などにあてるため、信託財産の一部から定期的に金銭を交付します。

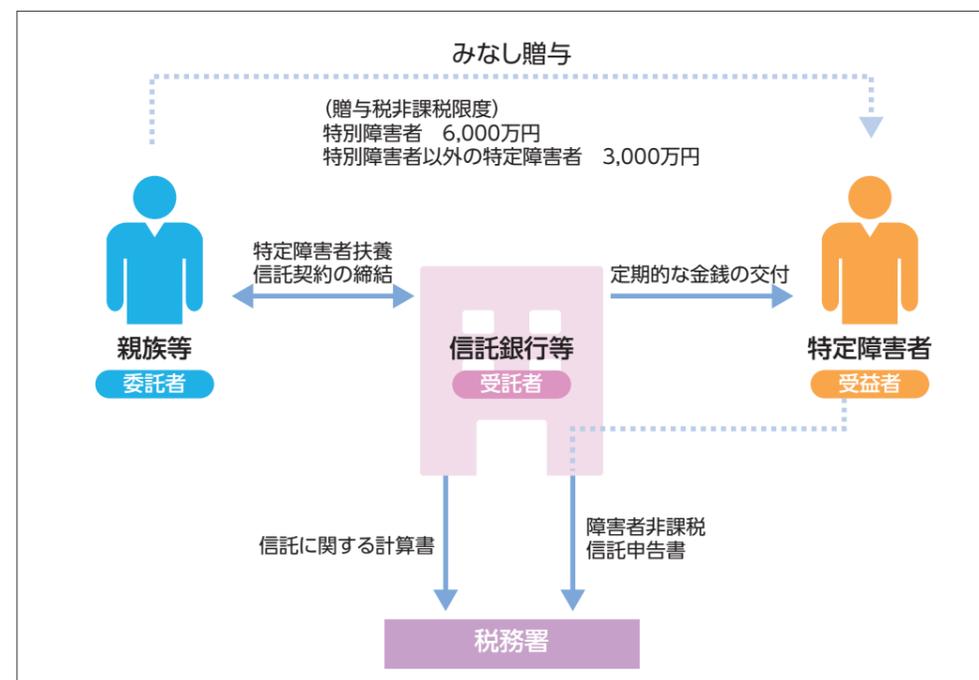
この信託を利用することにより、特別障害者(重度の心身障がい者)については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者(中軽度の知的障がい者お

よび障害等級2級または3級の精神障がい者等)については3,000万円を限度に贈与税が非課税となります。

特定障害者が死亡した際の残余財産は、基本的には、その相続人または受遺者に交付されますが、信託する際に、ボランティア・障がい者団体や社会福祉施設などを指定しておく、残余財産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

なお、特定贈与信託の受託件数は2,972件、受託残高は643億円(令和7年3月末現在)となっています。

●特定贈与信託の仕組み



おすすめ動画



動画で学ぶ信託

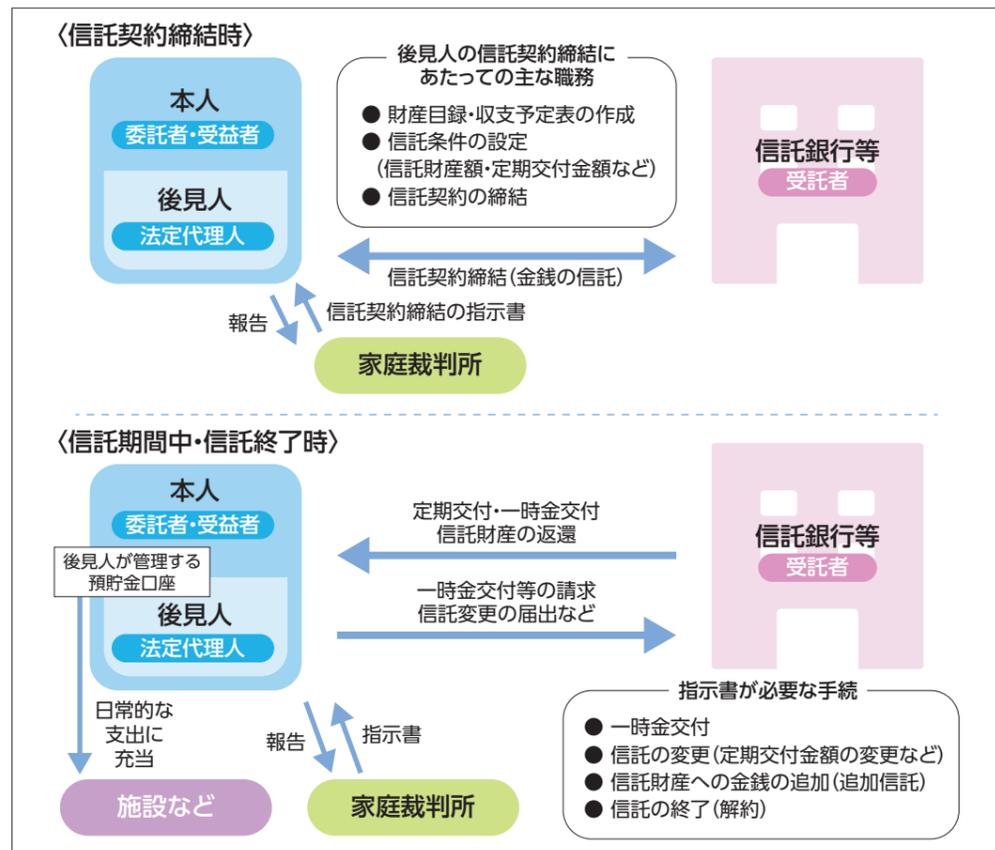
後見制度支援信託

後見制度支援信託は、後見制度を財産管理面でバックアップするための信託です。この仕組みでは、後見制度による支援を受けている方(本人)が金銭を信託銀行等に信託し(信託契約の締結手続は後見人が行います)、信託された金銭の中から、本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで、安全に本人の預貯金などを保全することができます。

なお、後見制度支援信託の受託件数は14,967件、受託残高は4,885億円(令和7年3月末現在)となっています。

●後見制度支援信託の仕組み



●後見制度

後見制度には、成年後見制度と未成年後見制度があります。成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。未成年後見制度とは、両親が亡くなるなど未成年者(本人)の親権者がなくなった場合に、本人の権利を守る援助者(未成年後見人)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

●後見制度支援信託の取扱開始の背景

成年後見開始事件数は高齢化の進展や介護保険制度の導入とあいまって急増し、成年後見制度発足時(平成12年)に比べると、平成22年の開始事件数は4倍超の約3万件となっていました。他方で、件数の増加に伴い、不正事例が発生していたことも踏まえて、本人の財産の管理・保護のあり方を含め、適切な後見事務を確保するために信託を利用することができないかという問題意識から、最高裁判所事務総局家庭局の提案で、後見制度における信託制度の活用について法務省民事局および信託協会の三者で勉強会が開催されました。その後、平成23年2月に信託制度の機能を活用して後見制度を財産管理面で支援するものとして「後見制度支援信託」の仕組みが取りまとめられ、平成24年2月から取扱いが開始されました。

5

信託業界・協会を巡る動向

(1) 主な出来事

税制改正に関する要望

信託協会では、令和6年9月に「令和7年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

【主な要望項目】

1. 結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化および拡充
2. 企業年金等の拠出段階における税制優遇措置の拡充
3. 信託受託者によるNISA口座の開設
4. ESGなどの非財務指標を算定基礎とする役員報酬の損金算入

5. 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化
6. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

その結果、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用期限の2年延長(令和9年3月末)が措置されることとなりました。また、確定拠出年金(iDeCoを含む)の拠出限度額が引き上げられたほか、マッチング拠出について、事業主掛金の額を超えることはできないとする要件が廃止されました。

規制改革に関する提案

信託協会では、令和6年10月に「規制改革に関する提案」(計5項目)を取りまとめ、「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」に提出すると

もに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行いました。

第100回 信託大会の開催

信託協会は、令和7年4月9日、経団連会館において、オンライン配信を併用して第100回信託大会を開催しました。

はじめに、窪田博信託協会会長(三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長)から「信託機能の発揮による社会・経済への貢献」および「信託に対する信頼

の確保」について所信を述べた後、加藤勝信金融担当大臣、植田和男日本銀行総裁からそれぞれご挨拶をいただきました。

また、沖野眞巳東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長による「家族信託をめぐる」と題する講演を実施しました。



(2) 信託業界のあゆみ

	年月	事項
大正	8年 2月	任意団体「信託会社協会」設立
	12年 1月	信託法・信託業法施行(大正11年4月公布) 信託会社協会は関西信託協会と合併し、「信託協会」と改称
	12年 12月	旧信託会社(5社)に対し信託業法による信託業の初免許
	15年 1月	「社団法人信託協会」創立
昭和	4年 5月	信託業法の一部改正施行により「財産に関する遺言の執行」および「会計の検査」の両業務追加
	18年 5月	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律施行
	26年 6月	証券投資信託法施行
	27年 6月	貸付信託法施行
	29年 10月	大蔵省が銀行・信託の分離方針を決定
	33年 11月	証券代行業務の取扱開始
	37年 4月	適格退職年金信託の取扱開始(平成24年3月 適格退職年金制度の廃止)
	41年 10月	厚生年金基金信託の取扱開始
	47年 1月	財産形成信託の取扱開始
	50年 5月	特定贈与信託の取扱開始
	50年 10月	財産形成給付金信託の取扱開始
	52年 5月	公益信託の取扱開始
	53年 11月	財産形成基金信託の取扱開始
	56年 6月	貸付信託「ビッグ」の取扱開始
	57年 10月	財産形成年金信託の取扱開始
	59年 3月	土地信託の取扱開始
	60年 12月	金銭信託「ヒット」の取扱開始(平成元年6月 金銭信託「スーパーヒット」の取扱開始)
63年 4月	財産形成住宅信託の取扱開始	
平成	3年 5月	国民年金基金信託の取扱開始
	4年 11月	実績配当型の指定金銭信託(ユニット型)の取扱開始
	5年 4月	金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律施行
	5年 7月	信託代理店による信託業務の取扱開始
	5年 10月	地域金融機関本体による信託業務の取扱開始
	10年 9月	資産の流動化に関する法律施行
	10年 12月	証券会社の顧客分別金信託の取扱開始
	11年 9月	退職給付信託の取扱開始
	13年 10月	確定拠出年金法施行
	14年 2月	金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(兼営法)の一部改正施行(都市銀行等の信託業務の解禁等)
	14年 4月	確定給付企業年金法施行
	16年 12月	改正信託業法施行(受託可能財産の範囲の拡大、信託業の担い手の拡大等)
	19年 9月	改正信託法・信託業法施行(受託者の義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備、新しい類型の信託の創設等) 金融商品取引法施行
	23年 10月	一般社団法人への移行により「一般社団法人信託協会」と改称
	24年 1月	特定寄附信託の取扱開始
24年 2月	後見制度支援信託の取扱開始	
25年 4月	教育資金贈与信託の取扱開始	
27年 4月	結婚・子育て支援信託の取扱開始	

(3) 信託業界のこの1年間の動き

	年月日	事項
令和6年	9月 19日	信託協会、「令和7年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、関係省庁等に提出
	10月 1日	三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友トラストグループに商号変更
	10月 17日	信託協会、「規制改革に関する提案」を取りまとめ、内閣府規制改革推進室に提出
	11月 1日	信託協会、「上場企業の株主総会における個人株主等の議決権行使状況について」を発表
	12月 19日	信託協会、令和6年度信託研究奨励金の贈呈を決定
		
		令和6年度信託研究奨励金贈呈式(令和7年1月23日)
	12月 25日	信託協会、「信託の受託概況(令和6年9月末現在)」を発表
令和7年	1月 16日	UK信託、準社員として信託協会に入会
	3月 21日	信託協会、「信託業界のありたい姿(2050年に向けて)」を策定
	4月	信託協会、令和7年度信託法講座を東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学に寄付
	4月 1日	信託協会、令和7年度信託研究奨励金の募集を開始
		信託協会、受益証券発行信託計算規則を改正
	6月 4日	信託協会、「企業年金(確定給付型)の受託概況(令和7年3月末現在、速報値)」を発表
	6月 4日	信託協会、「確定拠出年金(企業型)の統計概況(令和7年3月末現在、速報値)」を発表
	7月 8日	信託協会、「信託の受託概況(令和7年3月末現在)」を発表
	7月 17日	オルタナ信託、準社員として信託協会に入会

「信託業界のありたい姿(2050年に向けて)」の策定

信託協会は、令和8年1月に創立100周年を迎えることを契機として、これまでの100年を振り返ると共に、2050年に向けて「信託業界のありたい姿」を策定・公表しました。今後、信託協会および加盟会社においては、2050年に向けた業界の目的意識を共有すると共

に、フィデューシャリー・デューティーの高度な発揮や、時代の変化に応じた多様な信託商品・サービスの開発、信託の認知度向上による「信託業界のありたい姿」の実現に向けて、各主体が自立的・協働的に行う活動を一層加速していきます。

●信託業界のありたい姿(2050年に向けて)

信託業界のありたい姿

- ★ フィデューシャリー・デューティーを高度に発揮し、時代の変化に応じた社会課題の解決や社会的価値の創出をリードする存在
- ★ 国民から広く認識され必要とされるよう、信託を発展させ普及する存在



